

○豊中市伊丹市クリーンランド附属機関の会議 への出席に関する規則

制定 令和2年12月25日 規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第138条の4第3項の規定に基づき設置した附属機関の会議（以下「会議」という。）への出席に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会議への出席)

第2条 会議への出席とは、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当することをいう。

- (1) 開催場所に参集すること。
- (2) ウェブ会議システム（情報通信技術を利用する方法により、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。）に接続すること。
- (3) 書面会議（あらかじめ審議事項を明示したうえで関連する資料が送付され、書面、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）等（以下「書面等」という。）を提出することにより意見又は賛否を表明するものであって、管理者が別に定める方法によるものをいう。）において、期日までに書面等を提出すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これに類するものとして管理者が認めるもの

(施行細目)

第3条 この規則に定めるもののほか、会議への出席に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。